平成２１年（フ）第１７１号
栃木県小山市大字松沼404番地
債務者　髙橋　典子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１２６号
長野県小諸市大字和田838番地６
債務者　柳澤　芳春
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後４時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１３３号
長野県佐久市香坂181番地２
債務者　菅野　清人
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第６５１号
静岡市葵区水道町140番地　レオパレスサスジュウ109号、旧住所静岡市清水区長崎710番地の７
債務者　松岡　弘道
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６１号
東京都昭島市松原町４丁目１番５―103号
債務者　道北　康寛
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９８号
東京都羽村市羽加美３丁目14番23号ファミール羽村205
債務者　小磯　孝志
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１１４号
東京都日野市万願寺５丁目14番地の３小川コーポ101
債務者　大重　秀和
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月10日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２７８号
広島県福山市駅家町大字近田106番地１　岡田マンション204、旧住所広島県福山市木之庄町３丁目４番４号　サンビレッジ木之庄Ｃ
債務者　加藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２８８号
広島県福山市向陽町１丁目１番４号
債務者　樋上　勝正
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２９０号
広島県福山市多治米町４丁目10番10号、旧住所広島県福山市多治米町４丁目33番20―５号藤原ハイツＢ―３
債務者　松江　祐一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１１０８号
東京都青梅市東青梅６丁目10番地の２ライオンズマンション東青梅第３　111号
債務者　清水　勝広
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０９号
東京都立川市上砂町３丁目36番地の６　ＡＯＫＩ　ＴＯＷＮ　Ｂ号棟３号
債務者　牧野　聡子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４５６号
静岡市清水区入江１丁目11番22号　杉山マンション403
債務者　杉浦　徳三
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０３号
静岡県島田市元島田9267番地の２
債務者　久保　功代
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４７号
東京都町田市金井町2445番地メゾン草薙Ｐａｒｔ Ⅱ103、前住所福岡市東区香椎６丁目24番６号
債務者　長浦　路彦
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部